

誰のための市役所

そもそも市役所に喫煙所は違法なのに 市民があまり立ち寄らない3階4階に

■健康増進法25条 (……は一部略)

学校、体育館……官公庁施設……多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。（平成14年）

この条文について厚生労働省は徹底を図るため平成22年、24年の二度にわたって、各自治体に通達をしています。

そこには「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」と、明記されています。

■努力義務は守らなくていい？！

それなのに、島原市はこの度新築する市役所に喫煙所を設置するというのです。

これは市民や職員の健康のために喫煙所は設置すべきではないし、本25条に反して違法だと迫っても「努めなければならない」は努力義務だから守らなくてよい、という答弁。

■吸う権利もある

市民には喫煙者もいて吸う権利があるからという。医学上お勧めはできないが私たちが吸う権利まで奪おうとは思っていません。

ただ受動喫煙被害を起こさない範囲で！と言っています。いったん建物外に出たところに設置してはどうか、と。1階外階段脇、2階川床デッキに、と。

まもなく完成する県庁舎も同様構造。（いったん外に出ることで建物内禁煙を堅持）

■市民の健康・職員の健康

ここまで煙草の健康被害が明らかになって市民の健康や職員の健康を増進する観点からも厚労省の通達はむしろ歓迎すべきです。

■市民は「不要」と言っている

この夏の市長を囲む地域懇談会、森岳でも霊丘でも会場からは「喫煙所は不要である」との声ばかりでした。

■百歩譲って 誰のための喫煙所

会場から「喫煙する市民のためにというなら、なぜ市民の利用が多い1階2階に設置せず、3階4階に設置するのか？」と問われ、答えに詰まる市当局でした。



2017/8/21 霊丘
市長を囲む懇談会

追記その後 2018年3月議会
古川市長は新庁舎の建物内には喫煙所は作らないと明言。屋外の喫煙所を検討する、と答弁しました。